

看護師等養成所運営費補助事業

事業開始 昭和46年

事業目的

看護師等の学校又は養成所に対し、必要な経費を補助することにより教育内容の充実と都内の看護師等の充足を図る。

事業内容

【補助対象施設】

保健師助産師看護師法に基づき指定を受けた看護師等 養成所（医療法人立、一般社団法人立及び一般財団法人立は専修学校又は各種学校の認可が必要。ただし、助産師養成所及び看護師等養成所2年課程（通信制）は除く。） ※学校教育法第1条校は除く

【対象経費】

教員経費、生徒費、事務職員経費、実習施設謝金、新人看護教員研修、事業実施経費、看護教員養成講習会参加促進事業実施経費等

【補助金額】 基準額、対象経費の実支出額、総事業から収入額を控除した額を比較して一番少ない額

【補助率】 10分の10

根拠法令等

看護師等養成所運営費補助金交付要綱

○基準額		
	課 程	養成所1か所当たり
	生徒1人当たり	
助産師（1年）	8,284,000	141,800
助産師（2年）	4,142,000	141,800
看護師（3年・全日）	16,178,000	15,500
看護師（3年・全日）（自治体立）	5,392,000	5,160
看護師（2年・全日）	13,889,000	17,600
看護師（2年・定時）	10,417,000	17,600
准看護師	8,080,000	13,100

その他、学生定員の数による専任教員分・事務職員分、その他の加算、調整あり

○ 令和元年度 予算額

規模 42課程 6,001人

金額 575,746千円